

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

埼玉消費者被害をなくす会では

事業者への申し入れや問合わせの活動を おこなっています！



2006年11月から2カ月に1回開催されている「検討委員会」。

弁護士、消費生活相談員を中心に、活動委員会やアンケートで寄せられた消費者被害の事案検討をおこなっています。

現在検討委員会で提案した「塾・予備校」「健康食品」「賃貸借契約」についてのチェックリスト（※）を参考に情報を分析・検討して、被害情報があった事業者へ問合わせや申し入れの活動をすすめています。（参考：活動の流れ）

※販売方法や契約でトラブルの多い事例と該当する法律をリストアップしたもの

【第7回 検討委員会報告】

7月25日（水）17:45～19:45 参加：14名（なくす会理事5名、弁護士3名、消費生活
《検討事項》 相談員3名、活動委員1名、事務局2名）

(1) 賃貸住宅退去時の原状回復義務について

〈前回の案件〉 契約内容について国土交通省のガイドラインと検証し、最新の契約書があるかどうかなど問い合わせを行うことになりました。

〈所沢の案件〉 原状回復の範囲について契約内容の問合わせを行うことになりました。

(2) 「ダイエット食品」について

2回目の問合わせ文書と回答について報告し、再度問合わせを行うことになりました。

(3) 「低アルコール飲料」について

申し入れ書について意見交換し、指摘があった表現を訂正後申し入れ書を提出することになりました。

(4) 「使い捨てコンタクトレンズ」について

業者から報告書内容や改善の成果について、問い合わせをすることになりました。

現在の問合わせ・申し入れ活動の状況

* ダイエット食品販売会社へ広告の表示の件で7/6, 2度目の問合せ文書を送付、回答有。
3度目の問合わせ文書を送付予定。

* 低アルコール飲料関係団体へ表示や容器の改善要望の申し入れ書9/12送付、回答有。

* 使い捨てコンタクトレンズの破損品の改善について、問合わせ文書9/18送付、回答有。

* 賃貸住宅の敷金の件について検討、問合わせ文書送付予定。

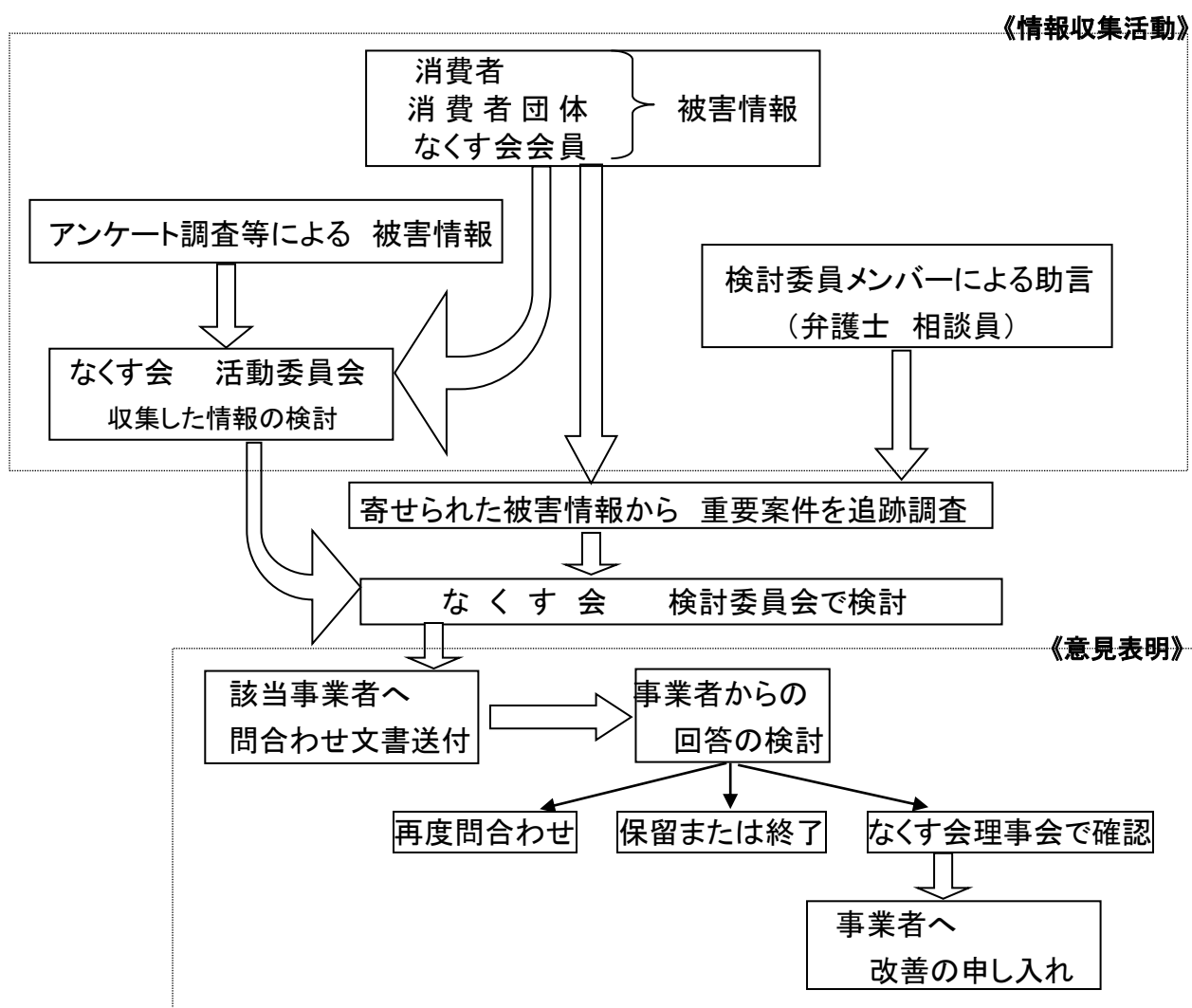
なくす会 活動の流れ

埼玉消費者被害をなくす会…わかりやすい名称ですが、実際にどのような活動をおこなっているのか、なかなか見えにくいのではないのでしょうか。

なくす会では消費者被害の拡大を防止し、消費者の利益を守る活動として

- ① 調査研究・意見表明
- ② 研修会・講演会など啓蒙活動
- ③ 情報の提供
- ④ 社会制度の改善提言などを主に行っています。

今回は消費者被害の調査研究・意見表明の活動が実際どのような流れで進んでいるかをご紹介します。



《最近の活動でいうと…》

2006年実施の「商品被害に関するアンケート」で寄せられた、使い捨てコンタクトレンズの破損品の被害情報を基に

活動委員会で検討→事務局で追跡調査→検討委員会で検討

→事業者へ問い合わせ文書を送付→回答あり



賃貸住宅退去時の敷金 大丈夫ですか？！

【事例】

賃貸住宅を退去するとき、貸主から「部屋のクリーニング代、天井や壁のクロス張替え費用を負担してください」と言われ、敷金は戻りませんでした。7年間、比較的きれいに暮らしていたので大きなキズなどもないのに、負担しなければならないのでしょうか？

汚れやキズを原状回復するための費用を貸主・借主のどちらが負担すべきか、ということが問題になるケースがあります。

こういった問題について国土交通省は2004年に「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」をまとめました。また、東京都では別途に条例やトラブル防止ガイドラインを作成しています。

原状回復 どこまで？

退去時に借りたときの状態に戻すという意味ではありません

通常の使用によって発生した部分の修繕については貸主が費用負担するのがルールです。

故意または過失によって生じた汚損・破損の場合には借主が費用負担するのが一般的ですが、損傷部分の修繕は最低限度の施行単位(畳1枚単位など)とするのが基本です。

「すべて貸主負担」と書いてある契約書にサインしてしまったし…

賃貸時の契約書に「経年変化や通常の汚損についても借主の負担」と特約事項が記載されていることも少なくありません。

ただし特約が有効かどうかは①借主は原状回復義務が通常より重くなっていることを認識していること。②借主は特約により義務負担をすると意思表示している③貸主はその特約に客観的、合理的理由があり、特約が必要であることを説明できなくてはならない…という条件が整っている場合に限ります。

トラブルにあわないためにも、契約前には内容について必ず説明をもとめ、確認をしましょう。その上で解決できない場合は消費者センターなどへの相談をおすすめします。最近では原状回復の裁判例もあるので、法的な解決もひとつの方法です。

あなたも被害にあっているかも？！

～情報提供にご協力を！～

*** 消費者被害 めやすばこ *** はじめます！！

なくす会では情報収集アンケート《めやすばこ》をテーマごとに配布・回収をしていきます。No.1 敷金・賃貸借契約編／NO.2 携帯電話契約編を10月に配布。

お知り合いの方にもぜひ呼びかけを！

第43回埼玉県消費者大会が

開催されます！

2007年10月12日(金)

《全体会》 10:30~12:30 埼玉会館大ホール

ピーター・フランク氏 講演

「ニッポンたてヨコ斜め」～これからどうなる日本～

《分科会》 13:30~15:45



1	食	不安がいっぱい「日本の食卓」
2	医療・社会保障	どうなるこれからの介護？
3	消費者問題	ちょっとまで、その広告は大丈夫？
4	環境	次世代に残す環境
5	教育・子育て	子どもにとって本当の学力ってなに？

※どなたでも参加できます（無料） ぜひご参加ください！

※申込先：電話048-844-8971（埼玉県生協連内 大会事務局）

【第2回 なくす会活動委員会報告】

9月12日（水）10:00~12:00

参加：活動委員 18名 事務局 2名

■協議事項

1. 「市町村における消費生活関連事業調査」のまとめ(第2次)の報告をしました。
2. 第43回埼玉県消費者大会の案内と当日の役割分担を決めました。
3. 適格消費者団体申請に向けた進捗状況、なくす会の現状と課題について報告しました。
4. 今年度の活動について
 - (1) 被害情報収集活動としてのアンケートを事務局より提案、内容について意見交換をし、アンケートを修正し配布回収をすすめていくことになりました。
 - (2) 学習会について事務局より提案し、消費者被害の拡大防止を啓発する学習会を企画していくことになりました。
5. 申し入れ・問い合わせ活動について 現状の報告をしました。
6. 割賦販売法改正の取り組みについて
経済産業省へのパブリックコメント提出の報告とお礼をし、署名の呼びかけをしました。

※商品事故・契約トラブルにあったときは、最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内）

TEL048(261)0999

埼玉県消費生活支援センター

川越

TEL049(247)0888

〃 消費生活支援センター

春日部

TEL048(734)0999

〃 消費生活支援センター

熊谷

TEL048(524)0999

※お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。